

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

森企計第 号
令和 8 年 6 月 22 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	森町地域公共交通会議
住 所	北海道茅部郡森町字御幸町144番地 1
代 表 者 氏 名	森町副町長 長瀬 賢一

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり
定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和8年6月22日

(名称) 森町地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

【現状・問題点】

- ・ 森町においては、幹線系統として鉄道と一般バス路線が運行しているものの、地域によっては、これら公共交通を利用するには自宅から移動距離が長く、交通空白地域が散見されている。
- ・ また、令和5年4月に函館バス(株)が運行する濁川線が廃止となり、濁川地区においては森町市街地までの移動手段だけでなく、JR駅までの移動手段がなくなったため、地区住民の生活維持に向けては、町内交通の拡充が重要である。
- ・ さらに令和7年3月には函館バス(株)が運行する砂原線も廃止となったため、砂原地区・尾白内地区などの住民の市街地までの移動手段だけではなく、砂原地区内での移動手段も無くなったため、地区住民の生活維持に向けて町内交通の拡充が非常に重要である。
- ・ 令和7年度国勢調査速報値によると、森町の人口は12,852人となっており、令和2年度国勢調査人口と比較すると、約10%減少していることから、公共交通を利用する町民の絶対数も減少している状況である。
- ・ 持続可能な公共交通体系の確保に向けて、町民だけでなく、観光客をはじめとした来訪者による公共交通利用は、これまで以上に重要な視点となっている。
- ・ 一方で、観光客の利用促進を図るためには、多言語対応等の観光客の公共交通利用の敷居を低くするほか、濁川エリアや駒ヶ岳赤井川エリアとの接続性を確保することも重要である。

【課題】

- ・ 住民の生活の足の確保及び観光客の町内周遊手段の拡充に向け、森町市街地内を周遊し定期的に利用できるモビリティの確保
- ・ 生活圏自治体である函館市までの重要な移動手段である鉄道や一般バス路線の利用者数の確保に向け、これら幹線系統との連動性を高めた町内交通の充実

【解決方策】

- ・ 地域公共交通確保維持事業（濁川線①・砂原線）及び観光振興事業費補助金（濁川線②・駒ヶ岳赤井川線）を活用した行政負担の軽減
- ・ 従来よりもきめ細やかなバス路線の再編

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

【利用者数】

- ・ 濁川線 : 1,600 人/年以上 (直近年度の実績 1,633 人)。
- ・ 駒ヶ岳赤井川線 : 1,500 人/年以上 (直近年度の実績 1,573 人)。
- ・ 砂原線 : 4,000 人/年以上

【運行収入・支出等】

- ・ 濁川線 : 350,000 円/年以上
- ・ 駒ヶ岳赤井川線 : 300,000 円/年以上
- ・ 砂原線 : 700,000 円/年以上
- ・ 森町の支出 : 13,000,000 円/年以内

【収支率】

- ・ 濁川線 : 5.0%/年以上
- ・ 駒ヶ岳赤井川線 : 5.0%/年以上
- ・ 砂原線 : 5.0%/年以上

(上記の目標値は森町地域公共交通計画 P59 を参照)

※人口減少のため、現状の改善となっていない目標となっていますが、定期的な情報配信等の施策により利用者の確保を行い、緩やかな減少を目標とします。

(2) 事業の効果

- ・ 濁川線を運行することにより、一般バス路線が運行していない濁川地区の生活の足及び地域活性化に寄与する。また、駒ヶ岳赤井川線を運行することにより、自宅近くから町内市街地の施設近くまでの移動の足が確保され、外出促進及び地域活性化に寄与する。
- ・ 砂原線を運行することにより、JR 駅までが遠い交通空白地に住む海岸線沿いの砂原地区の多くの住民の生活の足が確保される。さらに尾白内地区住民及び市街地住民の移動の足も確保され外出促進及び地域活性化に寄与する。
- ・ どの路線とも、生活圈自治体である函館市までの広域的な往来時の幹線交通へのアクセス手段としての役割も担っており、町民及び観光客の広域的な移動手段を維持するためにも重要な路線である。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 濁川線及び駒ヶ岳赤井川線、砂原線の運行便数や運行ダイヤの見直し (森町)
- ・ 濁川線及び駒ヶ岳赤井川線、砂原線に係る定期的な情報提供・配信の実施 (森町)
- ・ 濁川線及び駒ヶ岳赤井川線、砂原線の沿線地域との継続的な意見交換の実施 (森町)

また、受入環境に係る利便増進措置は、バス車内等における「お支払いについてのお知らせ」等の多言語対応を実施

(上記の事業等は森町地域公共交通計画 P49～P55 を参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

- ・ 表 1 を参考。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
・ 地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る濁川線①及び砂原線について、運行事業者に対し森町から支払われる運行に係る年間契約を含む運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分が森町の最終的な負担額となっている。 ・ 観光振興事業費補助金によって運行の維持を図る濁川線②及び駒ヶ岳赤井川線について、運行事業者に対し森町から支払われる運行に係る年間契約を含む運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分が森町の最終的な負担額となっている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・ 乗務員が日々の運行の実施とともに利用者数をカウントし、事務局が中心となって定量的なモニタリング・評価を実施 ・ 年1回以上の必要に応じて沿線地域意見交換会を開催し、定性的なモニタリング・評価を実施 ・ 必要に応じて町職員が車両に乗車し、利用者に対するヒアリング・アンケート等を実施
7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
・ 表5を参考。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ</u>

【うとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
① 車両の代替による費用削減等の内容 ※該当なし
② 代替車両を活用した利用促進策 ※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和4年 6月17日：町民意見交換会結果報告及び実証運行計画（案）について
- ・ 令和4年 8月 2日：実証運行計画（案）及び実証運行経路（案）並びにダイヤ表（案）について
- ・ 令和5年 2月10日：実証運行利用状況集計報告、今後の運行形態について
- ・ 令和5年 6月20日：地域公共交通確保維持事業に係る計画の承認
- ・ 令和5年 8月23日：森町地域公共交通計画の一部変更について
- ・ 令和6年 2月14日：利用状況集計報告、今後の運行内容の協議について
- ・ 令和6年 4月24日：地域公共交通確保維持事業に係る計画変更の承認
- ・ 令和6年 6月17日：地域公共交通確保維持事業に係る計画の承認
- ・ 令和6年 8月20日：利用状況集計報告、今後の運行形態について
- ・ 令和7年 1月 9日：地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
- ・ 令和7年 2月17日：利用状況集計報告、今後の運行形態について
- ・ 令和7年 6月18日：地域公共交通確保維持事業に係る計画の承認
- ・ 令和7年11月14日：地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価並びに砂原線運行用車両の変更について
- ・ 令和8年 2月 9日：停留所看板の設置並びにアンケート調査の結果の報告及びバス回数券の導入について
- ・ 令和8年 6月22日：地域公共交通確保維持事業及び観光振興事業に係る計画の承認について

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・ 令和4年 4月26日、27日：令和4年10月から実施予定の実証運行の運行内容について、実証運行の対象となる町内3地区（濁川地区、駒ヶ岳地区、赤井川地区）での住民意見交換会を実施
⇒住民意見交換会の結果を基にした住民主導の公共交通を構築
- ・ 令和5年 5月31日、6月1日：令和4年10月から実施してきた実証運行の中間報告とともに、令和5年10月から実施予定の本格運行の運行内容について、町内3地区での住民意見交換会を実施
⇒住民意見交換会の結果を基にした住民主導での見直しを実施
- ・ 令和6年12月10日：濁川線の停留所に係る要望書を受理、令和7年度の運行内容に反映
⇒住民意見を基にした住民主導での見直しを実施
- ・ 令和7年 1月28日～2月7日：町職員が車両に乗車し、利用者に対するヒアリングを実施
⇒住民意見を基にした住民主導での見直しを実施
- ・ 令和8年1月22、23、26、27日：町職員が車両へ乗車し、利用者に対するヒアリングを実施
⇒住民意見を基にした住民主導での見直しを実施

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）北海道茅部郡森町字御幸町144番地1

（所 属）森町役場企画振興課計画振興係

（氏 名）主事 平田 まゆみ

（電 話）01374-7-1283

（e-mail）lgwan-shinko@town.hokkaido-mori.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節

のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。